

流山市農業委員会  
平成23年第11回  
総会議事録

平成23年10月26日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成23年第11回総会議事録

1 期 日 平成23年10月26日(水)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 8番 水野 敬久  
10番 大作 榮

5 出席委員(14名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	5番 酒巻 孝美
6番 豊島 啓行	7番 青野 直
8番 水野 敬久	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(2名)

4番 中村 彰男 9番 中村 敏則

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について	2
(2) 議案第51号 平成24年度流山市農業施策について(建議)	3
(3) 報告第30号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について	10
(4) 報告第31号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について	11
(5) 報告第32号 専決処理の報告について	12

開会 午後3時08分

高市議長 皆さん、大変御苦労様でございます。今日は木枯らし一号が吹いたということですね、今日からは冬型といたしますかそのような季節になりまして、もう収穫の方はですね色々済んだことと思えますけれども、風邪をひかないようにですね、一つ気を付けていただきたいと思います。

それでは、ただ今から平成23年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

次に、本日の出席状況について御報告いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、4番。中村彰男委員、9番、中村敏則委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告をいたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

8番、水野委員、10番、大作委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第50号の「農用地利用集積計画の決定について」と議案第51号「平成24年度流山市農業施策について(建議)」の2議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第30号の「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」から報告第32号の「専決処理の報告について」までの3項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より、議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第50号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成23年10月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1番でございますが、利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市下花輪の畑、1筆で、916㎡でございます。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

次に、2番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市下花輪の田、1筆で、1,031㎡でございます。

議案案内図につきましては、2ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の2件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが2件でございますが、今まで農用地利用集積の承認を得ないで耕作していた農地であります。

最初に1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は69歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約1.4ヘクタール、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑はねぎが作付けされた状況でありました。

本件につきましては、10年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、権利者の職業は、兼農で年齢は84歳であります。また、営農状況につきましては、耕作面積が約0.7ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でありました。

本件につきましては、3年間の利用権を新たに設定しようとするものであ

ります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方、いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第51号「平成24年度流山市農業施策について(建議)」を議題といたします。

議案の朗読を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案51号

平成24年度流山市農業施策について(建議)

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により、平成24年度流山市農業施策について別紙のとおり建議する。

平成23年10月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

皆様のお手元に配布させていただきました資料の中の「平成24年度流山市農業施策について(建議)(案)」これを御覧いただきたいと思います。

それでは、朗読をさせていただきます。

平成24年度流山市農業施策に関する建議(案)

## 1 都市との調和のとれた農業振興について

(1) 農産物の自給体験を希望する声が多く寄せられていることから、遊休農

地の活用を視野に入れ市民農園の拡充を図りたい。

- (2) 市街化区域内の農地保全のため、現在、生産緑地の指定を受けていない農地についても、農業者の意向により耕作を継続する場合には、生産緑地の追加指定を認めるよう考慮されたい。

## 2 生産基盤の整備について

- (1) 舗装路が崩壊している農道については、早急に再整備されたい。
- (2) 不耕作地の解消、並びに発生防止を図るため、耕作意欲がある農業者や法人への農地流動化の推進強化を図るため、農用地有効活用事業奨励金の拡充とともに、新たに創設された農地利用集積円滑化事業の活用を積極的に推進されたい。

## 3 生産流通体制の整備について

- (1) 農産物直売所「新鮮食味」の開設に当たり、多品目の新鮮で安心・安全な農産物を提供するため、直売所出荷組合員数の増員について支援を図られたい。
- (2) 市内の食品スーパー等に地元農産物コーナーを設置し、地元農産品の納入体制について積極的に要請されたい。
- (3) 市内農産物の販売拡大を促進するため、常磐道流山ICの立地条件を活用し、高速道と一般道利用者が相互に利用できるサービスエリアの設置を検討されたい。

## 4 市民とのふれあい農業の推進について

- (1) 市民に農業についての理解を深めてもらうため、自らが農作業に接することができる体験農園の拡充について推進を図られたい。
- (2) 子どもたちに農業への大切さを知ってもらうため、市内小中学校の学校給食に流山産の米・野菜の積極的な導入を図られたい。また、農作業の実地体験等を通じて食育の推進を図られたい。

## 5 生産環境の改善について

- (1) 越冬病害虫や有害鳥獣の発生源となっている利根運河沿いの国有地の雑草繁茂について、早急に草刈りを実施するよう強く国に対し申し入れをされたい。
- (2) 一級河川今上落川における雑草の繁茂は、農作業の妨げとなるため、早急に草刈りを実施するよう強く県に申し入れされたい。
- (3) 農業者は近隣住民との調和を図りながら都市農業の継続に努めているが、農作業に係る農薬の散布や農機具の使用、また、病害虫防除の一環としての稲わら焼却処理などに伴う苦情が近隣住民から寄せられている。

このことから、住民に農業と農作業に欠かすことのできない過程を理解してもらうための方策を検討し、農業上必要であることを広く市民に周知を図

られたい。

## 6 地域共生農業の推進について

- (1) 市街地における農地は、緑地空間の保全及び災害時の避難場所確保の観点から必要であり、本市地域防災計画に位置付けし、保全されたい。

## 7 新川耕地活性化の促進について

- (1) 雨水や生活排水が農地に流入することから耕作に甚大な影響を与えている。このため、新川承水路及び今上落川の浚渫、護岸の整備を早急に実施されたい。
- (2) 新川耕地区域内にある未舗装の道路を早急に整備されたい。
- (3) 県道松戸野田線の交通量が年々増加し、農耕車での横断に支障をきたしていることから、横断歩道や信号機を設置するなど、農業者の安全確保のための対策を図られたい。

## 8 その他

### (1) 放射能対策について

ア 市内農業者は、東日本大震災に伴う原子力発電所事故のため、農地への放射性物質の飛散による風評被害から、農作物の農業収入の減少や今後の経営存続に不安を抱いている。

このため、農業者が安定した生産活動ができ、農産物出荷等に混乱が生じないように、放射能検査体制のさらなる充実を図るとともに、安心安全な農産物の情報提供を迅速に発信されたい。

イ 流山市クリーンセンターのゴミ焼却後における汚染灰の最終処理については、早期に処理方法を確立するとともに、流山市クリーンセンター周辺地域の農作物に対する不安解消のため、定期的な放射性物質検査を実施されたい。

### (2) 担い手の育成と地域営農組織への支援

将来に亘って本市農業を支えていく担い手を確保するため、農業後継者・新規就農対策を一層強化するとともに、地域農業の担い手となりうる営農組織等への支援強化策を講じられたい。

### (3) 農業委員会の体制整備について

改正農地法等の施行に伴い、従来からの業務に加え、新たな農業委員会業務を適正かつ円滑に運営するため、市内全域の農地情報の的確な把握、並びに管理と指導の強化が求められている。

このため、農地台帳システムの整備を初め、農業委員会に関する必要な経費の確保、そして、農地制度の実務に精通した職員の配置・確保に留意し、事務局体制の強化を図るよう更なる支援を拡充されたい。

平成24年度の建議案につきましては、以上でございます。よろしくお願

い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。

本案について、総合農政検討委員会委員長から報告を求めます。

青野委員長。

青野委員長 議案第51号「平成24年度流山市農業施策について（建議）」の御報告をいたします。

本案につきましては、前回の総会におきまして御報告いたしましたとおり、総合農政検討委員会を3回にわたり開催し、検討を行ってまいりました。

今回の建議（案）の策定にあたりましては、平成12年度に策定され平成32年度を目標とした「流山市総合計画」が折り返し点を迎え、昨年度からは、新たな10年間の流山市の方針を示した「流山市後期基本計画」がスタートしております。

その中で、農業の分野につきましては、「都市との調和のとれた農業振興」など、7項目の個別施策が掲げられております。

このことから、委員の皆様からは、この個別施策に沿った御要望として、全103項目の御要望をお寄せいただきましたので、これを基に、案の策定を進めてまいりました。

また、策定にあたりましては、平成21年12月に施行された改正農地法の趣旨も踏まえまして、「耕作放棄地の解消」、「農地の流動化」、「新規就農者の確保」などや、都市化が急速に進む中、本市の農業振興のために抱えている「都市農業の継続のための課題や方策」について、そして、農業委員会の果たすべき役割がますます大きくなる中で、農業委員会及び委員会事務局の整備体制の強化を念頭に慎重に検討を重ねてまいりました。

また、併せまして、東日本大震災に伴う原子力発電所事故によって、本市農産物にも深刻な影響を与え続けている放射能問題につきましても、建議の中に加えることといたしました。

その結果、「平成24年度の流山市農業施策について」は、ただいま事務局から提案のありましたとおり、建議することに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきたいと思います。以上です。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

14番（水代委員）私も昨年はこの建議の方の委員だった訳なんですけど、結果としてこの建議がですね、どのくらい行政の方で受け入れてもらえるものなのか、これを活かしてもらえるものなのか、特に市街化区域内農地のです



ね、生産緑地の追加申請については、毎回のようには建議の中に盛り込まれていっていると思うんですが、未だにそれが実現化されていないというのはちょっと、という感じなんですが。具体的にある程度今後議会の議案とかの方に反映されるのでしょうか。

吉田次長 建議の方でございますが、毎年建議案を総会で御承認いただきました後は、流山市長に直接、会長並びに職務代理者、総合農政検討委員会の正副委員長にお出でいただきまして、直接流山市長に提出しているところでございます。建議につきましては建議という性格上ですね、回答という形でのものはないということをお聞きしておりますし、また、回答等は現実はないという実情でございます。直接市長に提出することによりまして、それを担当課の方に伝えてですね、その辺のところは、農業委員会からの要望としては十分伝わっているものと思っております。以上です。

青野委員長 水代委員から貴重な御意見をいただきました。建議については、今、事務局の次長からお答えしたとおりですけれども、11月にこれを提出する訳ですけれども、皆さんの意向を受けてですね、会長と総合農政の委員長という立場で市長に建議はいたしますけれども、これから24年度の予算に向けて、皆さんの行政委員会としての農業委員会が常に監視をして行くということは大事だと思っております。そして建議項目について機会を見てですね、追跡調査をして行くと、こういうことも大事だと思っておりますので、総合農政の委員長という立場とそれから委員の皆さんにもお諮りをしながら、今後建議を出した時点、それから予算化をされた時点など、継続調査をしながら、市長にですね叱咤激励をして参って、建議が実のあるものになるように委員長としても努力をして行きたい、このように考えております。以上です。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

15番(石井委員) 各項目に多岐に亘って書かれておりますが、金の掛からないようなことは速やかにやること、これを一気にやろうとしても無理だと思いますので、また、私感じているのは、流山市の農業情勢は、年々予算は減少している、荒廃地は増えている、後継者は減少している、予算と同じように衰退しているように思います。まずは予算を確保して、汚水を田圃に流して、そのまま放置しておくようなことは止めて、ちゃんと柵渠を造って速やかに出す、そこに入れるんだったら出すことも考えて行政はやること、農業委員会もきっちり見ていく必要があるかと思えます。承水路も2億掛かるからといって何もしない、流し放題、畔の空き地にわざと流れるようにして田圃に流している、県からいい機械を貰ったんだから、利用して、川を浚って速やかに流すこと、流山市の農業行政はあまりにも貧弱だと思います。

やはりそこいらも考えていただかないと田園都市が笑われますよ。もう少し予算を確保してもらって出来ることからやっていると、それを切に希望します。

岡田局長 確かに予算という面で、御配慮をしなければならないというのは、行政機関としてですね、御指摘のとおりです。私は今農業委員会事務局長という立場でですね、思いますのは、確かに個々の建議に關するとどれを採っても不可欠なものばかりです。ただ、これが全て一気に片付けられるものとは考えていません。基本的に優先具合等をですね行政側がくみ取ってもらって、出来るものからやっていると、いうふうになっています。ただ、出来ないものをどんどんどんどん先送りということでは、いつになっても埒は明きませんので、ここでは会長並びに委員長が市長に面会してこの建議をする中においてはですね、現実的な範囲ではありますけれども、決して過去から言い続けているものについても、もう一回洗い直す必要があるだろうということをですね御進言いただくよう、その場でもって私もお口添えさせていただこうというふうに思います。

一方、産業振興部長としての考えというか、これは24年度予算に向けてのもの考え方でございます。財政当局で24年度の収入はどうであろうかというようなところをまず見込み、そして支出をどうするかというようなことで試算したところであります。10月に入ってすぐ予算編成の示達がございました。その方針の中には極めて厳しい、今までは税が微増、少しずつ増えてきた段階において、色々なものを執行してきた訳ですが、3月11日のこの震災によりまして、原発の事故からかなり一変してしまった、つまり市税の減収というのが言われております。今まで皆様方から寄せられたものを計画上で基づいて要求した額、或いは計画上に載せた額と今回入ってくる市税の額等を比較いたしますときに、18億円の乖離が生じてしまっている現象、不足が生じているというようなことがございます。色々な事業等々詰めても恐らくなおかつ8億円は不足するであろうというようなことがありました。だからといって、今の建議について出来ませんということではなく、出来るものはやっけて行かなければいけないと思います。特に生産基盤である水田への雨水流入ですか、これは飽くまでも生活雑排水、都市排水というものも絡む訳です。前々から御指摘もございました件、これは行政としても土木部分としても、色々策を講じてはいるんですけども、抜本的な解決に至っていないという点もあります。いずれにしても、農家、農業、農地がですね、被害を被ることがないような形の良い環境づくりというのが是非とも必要だと私も痛感しておりますので、産業振興部並びに土木部とですねタイアップして行ける仕組みをですね作らなければいけないというふうに思っています。

す。中には本当にもう既に農道等の舗装については、破損すればですねすぐ農政課がですね修繕等をすぐやっているものもありますが、まだまだ足りない部分もある、計画を持ってやっているということではありますが、まだ、詰めをお願いいたしますが、なるだけ少ない或いは配当が厳しい情勢の中でも、行政の方としては確保して行きたい、補助金もかなり痛めつけられているところでありまして、先ほどの総合農政の中でもありましたように、担い手ということに繋がって行く訳ですので、そちらについても満額回答、満額配当ができるよう私としても声を高らかに要求して行きたいというふうに思っています。答弁にならないかもしれませんが、一応現状きつい情勢の中での産業振興というような面からしてですね、予算は前年並みを確保したいと、ただ一割カットしなければ予算要求書は受け付けないという財政当局の強い態度があります。そこで色々ありますが、今回建議していただくことによりまして、市長へ直に建議していただくことにより、予算を確保して行きたいというふうに思っています。まだ予算としては議会の審議を待たなければならぬところがございますので、考え方としてはその様に申し上げまして、建議に対する予算獲得の方針として農政の部長としてですね、申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

青野委員長 石井委員から御指摘の件につきましては、当初、委員長と事務局の案では、3ページの8のその他で、(2)担い手の育成と地域営農組織への支援、これが抜けていたものですから、(1)の放射能の問題と(3)の農業委員会の体制整備の二つだけだったんですね。総合農政の中で、議論を慎重審議をいたしまして、今、石井委員から出されたこの担い手の育成、それから、あと生活排水が流れている、農地に流れるという問題についても慎重に審議を割いて、特にこの(2)は、総合農政で委員長、事務局案に追加をさせていただいた、そのほかも、1から8まで熱い議論を重ねてきたことを委員長として報告を申し上げます。以上です。

高市議長 ただ今ですね、委員長の方から経過報告がありましたが、取りあえずですね、皆さんにこれを認めていただかないと、建議を提出出来ませんので、この辺もですね一つお考えをいただきたい、かように思います。

それでですね、ほかに何か質問ございますか。御質問がなければですね、議案第51号についてですね、これから採決を行います。そのように思っております。よろしいでしょうか。もし質疑があったら挙手を願いたいと思います。

(なしの声あり)

高市議長 挙手がないようですので、議案第51号につきましてはですね、原案のとおり、建議することに賛成の方は挙手を願います。

挙手、全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり建議することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第30号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会  
について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

報告第30号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告  
する。

平成23年10月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

照会のありました土地は、流山市駒木にございます畑、1筆で、577㎡  
で、登記申請地目は宅地でございます。議案案内図につきましては、3ペー  
ジでございます。

本件につきましては、この土地の登記簿地目を畑から宅地に変更するため、  
千葉地方法務局の松戸支局に地目変更の登記申請が提出されたものでござい  
ますが、申請の際に農地法に関する必要な証明書等の添付がなかったために、  
平成23年10月11日付けで法務局の登記官から照会があったものでござ  
います。そしてこの登記官からの照会を受け、回答する場合には、国からの  
通達により、原則として農業委員3人以上において現地調査を行い、登記官  
が照会した日から2週間以内に回答をすることとされております。このため、  
本件につきましては、期限内の回答を行うため、去る10月13日に実施い  
たしました第3小委員会の皆様による利用状況調査の日に、大作委員長をは  
じめ5人の委員の皆様の御協力によりまして、現地調査を行っていただき、  
回答内容を御協議いただきました。この現地の状況ですが、初めに都市計画  
区域の区分については、市街化区域内にございました。また、法務局からの  
照会文書では地目変更の日付は、昭和55年1月12日でございますが、転  
用届出の手続きはありませんでした。土地につきましては、照会地に隣接し  
て共同住宅が建てられておりまして、この住宅に住んでいる方達の公園とし  
て利用されていたようでございます。

以上のことから、本件の回答といたしましては、現地調査の結果を踏まえ  
まして、現況地目につきましては非農地、また、転用許可等の有無につい  
ては無し、そして、原状回復命令については、この土地が市街化区域内にある  
農地であることから、原状回復命令は行わない、として法務局に回答させて

いただいたものでございます。

本件につきましては、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 それでは特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 次に、報告第31号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の5ページを御覧いただきたいと思ひます。

報告第31号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号の規定により、次のとおり事業計画書の提出があつたので報告する。

平成23年10月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに事業者でございますが、東京都港区に住所を置く電気通信事業者でございます。土地につきましては、流山市こうのす台の畑、1筆、面積は753㎡のうち24.96㎡です。次に、転用目的でございますが、携帯電話用無線基地局を設置するもので、高さ25mのコンクリート柱を設置するものです。計画書の受付は平成23年10月7日でございます。議案案内函につきましては、4ページでございます。

これにつきましては、本件の事業者は、国の認定を受けた電気通信事業者でございます。こうした認定電気通信事業者が通信のための中継施設を設置する場合には、農地法施行規則の中にございます転用の例外に該当いたします。本来ですとこの土地は調整区域にある農地ですので、農地転用の許可が必要となりますけれども、施行規則の規定によりまして転用許可は不要となるものでございます。このため、本件につきましては、農地転用許可申請ではなく、これに代えて事業計画書の提出が事業者からあつたものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見ございますか。

飽くまでも、これは農業委員会で審議すべくものでなくてですね、皆様に報告を申し上げるという形でございますので、内容的にはですね審議すべきものではないということになりますので、一つ御了承をいただきたい、このように思ひます。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進ませていただきます。

高市議長 次に、報告第32号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第32号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年10月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

本件につきましては、農地法の許可を必要としない相続によって農地を取得したため、届出があったものでございます。今月の届出は4件でございます。先月9月に届出書が提出されたものでございます。

初めに、1番でございます。届出者は流山市木にお住まいの方で、平成23年2月1日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市木にございます農地、畑3筆、842㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者の方1番の配偶者の方で、お二人は夫婦でございます。こちらも平成23年2月1日に流山市にございます農地、田1筆、1,804㎡を取得されたものでございます。

次に、3番でございます。届出者は流山市西松ヶ丘にお住まいの方で、平成22年11月19日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市北にございます農地、田1筆、528㎡でございます。

次に、4番でございますが、届出者は流山市小屋にお住まいの方で、同じく平成22年11月19日に農地を取得されました。なお、3番と4番の届出者は親子とのことでございました。取得した農地につきましては、流山市北と小屋にございます農地、田1筆、畑10筆、合計面積4,330㎡でございます。

以上4件、16筆、7,504㎡でございました。

次に、議案書の7ページを御覧いただきたいと思います。2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の届出は6件でございます。先月9月に届出書が提出されたものでございます。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め

まして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が2件、店舗が1件、店舗・住宅用地が1件、駐車場が1件、公衆用道路が1件でございました。

以上、6件、15筆、8,790㎡、地目別の内訳につきましては、田が2筆、1,599㎡、畑が13筆、7,191㎡でございました。

続きまして、議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちらも先月の9月分でございます、全部で29件の届出がございました。

内容につきましてはこちらもいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳でございます。売買が27件、贈与が2件でございました。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が23件、店舗が1件、宅地拡張が2件、公衆用道路が1件、資材置場が2件でございました。

以上、29件、64筆、55,316.47㎡、地目別の内訳につきましては、田が7筆、1,033.26㎡、畑が57筆、54,283.21㎡でございました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時57分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年10月26日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 水野 敬久

流山市農業委員会委員 大作 榮